

38 学校教練用擬製手榴彈保管取締方に付各直轄学校等へ通

牒 (昭和十年八月)

(注記1) 警保局警発乙第五八六号
昭和十年五月二十八日

内務省警保局長 印

文部省普通学務局長殿

擬製手榴彈ノ取締ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ警視總監ヨリ別紙ノ通照会有之候処此種物件ノ

汎ク巷間ニ流布スルコトハ保安上好シカラサル所ニシテ殊ニ警

衛警備ノ際ニ於ケル危険物ノ取締ニ関シ平素細心ノ注意ヲ要ス

(注記2) ル次第モ有之各学校学生々徒ノ訓練ニ際シテ之ガ使用ヲ相当ニ

制限シ又ハ容易ニ爆薬ヲ装填シ得サル様其ノ構造ヲ改造セシム

ルノ要アルハ勿論、悪用ノ虞無キ構造ノモノト雖モ其ノ外觀爆

弾ニ紛ハシキモノハ可成之ヲ避ケシムルヲ穩当ト思料セラレ候

条右御含ミノ上之ガ御措置ニ関シテ特別ノ御配慮相煩度存候

追テ右ニ関シ可然御措置ノ上ハ何分ノ御回示相煩度

別紙写 (注記3)

保第一三七〇号

昭和十年五月十一日

警視總監

内務省警保局長殿

擬製手榴彈等ノ取締ニ関スル件

管下麹町一丁目十番地銃砲製造業兵林館事謙田眞一郎外二名ノ
販売ニ係ル擬製手榴彈ハ陸軍各師団及中等学校以上ノ各学校ノ
軍事訓練用トシテ販売中ノモノニ有之手榴彈ト同一ノ外殼及形
態ヲ有シ容易ニ装薬ヲ為シ真正手榴彈トシテ使用シ得ルノ構造
ヲ有シ且製造、販売、授受等何等ノ手續ヲ要セザルヲ以テ悪用
セラルル虞充分ニ有之候条該物件ヲ装薬為シ得ザル様改造方御
配慮相煩度現品相添へ此段及稟申候也

追テ管下ニ於テ現ニ販売中ノ擬製手榴彈ノ種類及販売業者左
記ノ通ニ有之候条申添候也

記

住所 麹町区麹町一丁目十番地

兵林館 謙田眞一郎

擬製曳火手榴彈 (旧式)

擬製曳火手榴彈 (新式)

擬製曳火手榴彈 (固着式)

擬製手榴彈紐附 (甲)

擬製手榴彈紐附

住所 赤坂区青山北町六丁目四十二番地

軍用品商会 藤原 美

住所 麻布区霞町六番地

兵器商会

(注記4)

官普一三二二号
裁決
8月6日 文書課長
8月8日 起案者
送 発
8月8日 起案者
宛

昭和十年七月十八日起案

普通学務局長 (河原) 学務課長 (堀池)
赤間 (有光) 春山 (美作)
清水 (高橋) 若下 (田中)

専門学務局長 (赤間) 学務課長 (清水) 事務官 (高橋) 田中

(注記5) 実業学務局長 (菊池) 農業教育課長 (岩松) 商工教育課長 (加筆) 西川 (望月) 官坂

案ノ一

年月日

局長

(注記6)

(注記7)

各地方長官
各直轄学校長
宛

(但シ両女高師並東京盲及
東京聾啞各校ヲ除ク)

学校保管教練用銃器等取締ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ昭和三年六月七日發專八号学校教練用銃器
払下、保管並処分方通牒ニ依リ従来其ノ保管ニ関シ嚴重御督励
相成居ル事ト存ズルモ学校教練教授要目中ニハ猶銃器以外ノ兵
器ヲ必要トスル各種ノ教材相当ニ有之就中擬製手榴彈ノ如キハ
比較的紛失シ易ク且ツ容易ニ其ノ構造ヲ改造シ得ルモノ少ナカ
ラザルヲ以テ将来ニ於テハ其ノ保管ニ関シ一層留意シ且ツ教育
上差支ナキ限リ其ノ構造ヲ改造シ得ザル擬製手榴彈ヲ使用スル
様御督励相成度

案ノ二

年月日

局長

内務省警保局長宛

擬製手榴彈ノ取締ニ関スル件

五月二十八日警保局警發乙第五八六号ヲ以テ御協議相成リタル
標記ノ件ニ関シ別紙写ノ通当方關係各方面宛通牒致シ置キタル
ニ付御了知相成度

注意

第一案写添附ノコト。

(注記1)

「文部省 官普132号 昭和10・5・30」

(注記2)

「六ノ二」(簿冊内件名番号)

(注記3)

「昭和一〇、六、二九受付」(武本)

(注記4)

「例規類纂資料」

(注記5)

「完結」

(注記6)

「回付月日/7月20日 実業/7月26日 専門」

(注記7)

「記録掛 11・2・3 受領」

(下札)

〔中山〕

⑨種別 ね二無期／聯繫 / 登録追加 / 件名 内務省照会 各
地方庁並直轄学校へ通牒 学校教練用擬製手榴彈保管取締方 例
規類纂材料／番号 官普一三二／結了年月日 昭一〇 八 八 /
保存年限 ムキ／枚数 6

〔自昭7年2月至昭15年7月 学校教練
第二冊〕文部省⑨ 3A.32-7,2540